

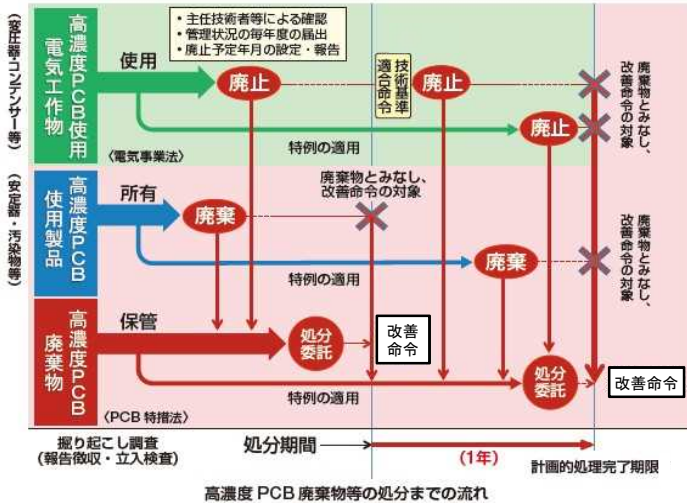
ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の期限内処理に向けて

(営繕部 技術・評価課&保全指導・監督室)

平成28年8月から施行されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）の改正に合わせ、使用中の変圧器やコンデンサー等の高濃度PCB使用製品についても処分期間内に使用を終えて処分するよう、電気事業法の「電気設備に関する技術基準を定める省令」等が改正されました。

1.PCB廃棄物の処分期間

高濃度・低濃度PCB廃棄物の処分期間及び高濃度PCB廃棄物の処分までの流れは下図のようになります。



2. PCB廃棄物等の掘り起こし調査

現在、都道府県・市（新潟市、富山市、金沢市等）では、PCB廃棄物を保有する蓋然性の高い事業者を対象にして未届出のPCB廃棄物等の掘り起こし調査を実施しています。PCB特措法の改正により、都道府県・市による掘り起こし調査に関して、報告徴収や立入検査等の権限が強化されました。

また、使用中の高濃度PCB使用電気工作物についても、電気事業法の「主任技術者制度の解釈及び運用」が改正され、**電気主任技術者等が毎年度高濃度PCB使用電気工作物であるかを確認することが義務付けられました。**安定器を含め、高濃度PCBが使用された電気機器や製品、廃棄物を保有していないかどうか、再度事業所内を確認するとともに、再度確認をお願いします。

北陸地方整備局管内の高濃度PCB廃棄物の地域別処分期間等

JESCOOの処理施設	高濃度PCB廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理完了期限
北海道(北海道室蘭市)	廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等	新潟県、富山県、石川県、山形県、福島県、長野県、福井県、岐阜県	平成34年(2022年)3月31日まで	平成35年(2023年)3月31日まで
豊田(愛知県豊田市)				
北海道(北海道室蘭市)	上記以外の高濃度PCB廃棄物(安定器、汚染物等、3kg未満の廃変圧器等及びこれらの保管容器)	新潟県、富山県、石川県、山形県、福島県、長野県、福井県	平成35年(2023年)3月31日まで	平成36年(2024年)3月31日まで
北九州(北九州市若松区)		岐阜県	平成33年(2021年)3月31日まで	平成34年(2022年)3月31日まで



3. PCB廃棄物等の処分等に係る手続き

(1) 電気事業法関係

電気事業法の届出様式は経済産業省ホームページをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/ka_nkyokeiei/pcb/downloadfiles/02dennannka.pdf

(2) PCB特措法関連

PCB特措法に基づく記入要領、記載例は環境省ホームページをご参照ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html>